

障がい児通所支援 ガイドブック

箕面市

2025.11 更新

目次

- 障がい児通所支援について
- 受給者証の新規申請について
- 利用者負担額について
- その他手続きについて
- よくあるご質問



障がい児通所支援について

■ 障がい児通所支援とは

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童が、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を受けられるものです。サービスのご利用には住民票のある市町村で発行される受給者証が必要です。

■ サービスの種類

サービス名	対象	内容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	小学1年～高校3年	就学中の障がい児に授業の終了後、または夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等 訪問支援	0歳～高校3年	保育所等に通う障害児について、専門の指導員がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	0歳～18歳	児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

受給者証の新規申請について

■ 申請の対象になるかた

- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を有するかた
- ・市が行っている検討会議(月1回)を通して利用が認められたかた(児童発達支援のみ)
- ・医師の診断書又は意見書によって利用が認められたかた(放課後等デイサービスのみ)

■ 申請の流れ

申請前

利用したい事業所に連絡し月に何日利用するかを決めてください。
※利用したい事業所が未定の場合でもご相談いただけます。

予約

子どもすこやか室児童発達支援センターにて申請をしてください。
※電話予約が必要です。(電話番号 072-727-9520)

申請

申請書とサービス等利用計画案(セルフプランを含む)作成します。
※手続きについては申請時にご説明をします。

審査

申請内容に基づいて審査行います。

発行

申請から1~2週間程度で受給者証を発行します。児童発達支援の申請で検討会議の対象となるかたの受給者証発行は会議通過後になります。

受取後

利用する通所支援事業所に受給者証を提示し、利用契約を行った後、利用開始となります。

■ 申請時の持ち物

- ・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの(※1)
- ・申請者の本人確認書類
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちのかたのみ)
- ・医師の診断書又は意見書(上記手帳をお持ちではない放課後等デイサービスを申請されるかたのみ)
- ・代理人による申請の場合は、委任状(※2)と代理人の本人確認書類

※1 法律の改正により、マイナンバー通知カードは、氏名・住所等の記載事項に変更があった場合マイナンバーを確認する書類として使用できません。マイナンバーが記載された住民票等をご準備願います。

※2 様式に指定はありません。ホームページ内の通所支援に係る様式に委任状の見本を掲載しております。

■ 支給量(月に使える日数)について

支給量は月に何日サービスを使えるか(一日に利用できるのは1つの事業所のみ)を定めている日数のことです。一律の支給ではなく、各利用者の必要に応じた日数で支給を行います。利用を検討されている事業所と月に何日利用するかを相談のうえ、決めていただき申請にお越してください。

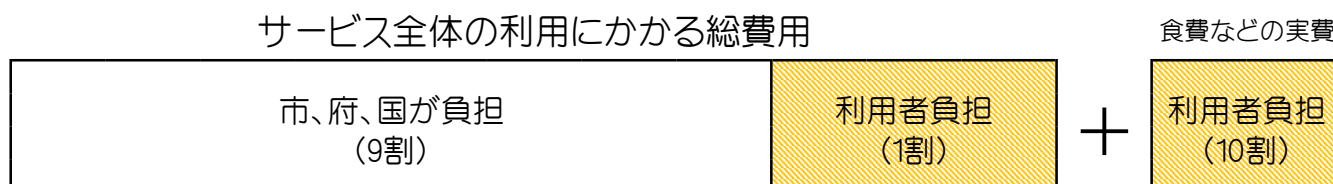
上限は原則として、1ヵ月 23 日となります。



利用者負担額について

■ 利用者の負担について

利用者にはサービス利用にかかる費用の1割と食費などの実費をお支払いいただきます。(下記図参照)
また利用者負担(1割)は世帯ごとに負担していただく上限額が定められています。



■ 世帯ごとの負担上限額

利用月の負担額(1割分)が負担上限額を超えていた場合、超えた分は市、府、国が負担します。

(例) 4,600 円世帯で総費用が 50,000 円の場合

利用者の負担は1割の 5,000 円ではなく上限額の 4,600 円となります。

(残りの 9 割分 45,000 円を超えた 400 円は市、府、国の負担となります。)

世帯の収入状況	負担上限額
生活保護受給世帯	0 円
市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯 (市民税所得割額28万円未満)	4,600 円
市民税課税世帯 (市民税所得割額28万円以上)	37,200 円

※市町民税非課税世帯のかたで、直近の確定申告をされていない場合は、市民税非課税世帯証明書の提出が必要になる場合があります。

なお、証明書の提出がない場合や、市町村民税の申告がされていない場合の負担上限月額 は 37200 円 となります。

■ 無償化について

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間は、無償で児童発達支援等のサービスを利用できます。受給者証に無償化対象期間が記載されますので、別途手続きの必要はございません。

■ きょうだいで制度を利用する場合

世帯内で設定された負担上限月額以上の負担は生じません。

(例:負担上限月額 4,600 円で、2 人きょうだいが放課後等デイサービスを利用する場合、2 人合わせて 1 か月最大 4,600 円になります。)

■ 同時に 2 か所以上の事業所を利用する場合

世帯内で設定された負担上限月額以上の負担は生じません。

(例:負担上限月額 4,600 円家庭のかたで、3 つの事業所を利用し 4,600 円を超えていたとしても、1 つの事業所が上限額管理を行うため、1 か月 4,600 円になります。)

※上限額管理を行うには『利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書』の提出が必要です。

2 か所利用が始まった月の 20 日までにご提出ください。

■ 多子軽減制度について

小学校就学前の児童について、以下の(1)(2)いずれかの要件を満たしている場合、利用者負担が減額されます。軽減後の負担額は第 2 子が1/2、第 3 子は利用者負担はありません。

【要件】

(1) 兄または姉が幼稚園、保育所、こども園、特別支援学校の幼稚部、認定子ども園、通所支援事業所(放課後等デイサービスは対象外)等に通っている場合。

(2) 年収約 360 万円未満相当世帯(市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯)で、兄または姉がいる場合

その他の手続きについて

■ 更新手続き(年1回)

児童の誕生日月の末日までに受給者証の更新手続きが必要です。

前月の中旬以降に案内を郵送しますので、案内に従ってご予約の上、更新手続きにお越しください。
更新されないかたはお手数ですが受給者証を返還してください。

【持ち物】

受給者証・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの・申請者の本人確認書類・印鑑
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳(お持ちのかたのみ)(※1)

代理人による申請の場合は、委任状(※2)と代理人の本人確認ができるもの。

※1 手続き時点で有効期限内の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちください。
もし、更新ができなかった場合は医師の診断書・意見書が必要になります。

※2 様式に指定はありません。ホームページ内の通所支援に係る様式に委任状の見本を掲載
しています。

■ 次年度に小学校へ入学される方の手続き(就学時)

児童発達支援のサービスをご利用のかたで、小学校就学に伴い放課後等デイサービスのご利用希望のかたは、窓口で新規申請の手続きが必要です。就学される年の3月中旬までに手続きを行ってください。

【持ち物】

受給者証・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの・申請者の本人確認書類・印鑑・身体障害者手帳、
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちではないかたは医師の診断書・意見書)が必要です。

代理人による申請の場合は、委任状(※)と代理人の本人確認ができるもの。

※様式に指定はありません。ホームページ内の通所支援に係る様式に委任状の見本を掲載
しています。

■ 支給量変更手続き(必要時)

月の利用日数を変更する場合は事業所と日数を決めてから、前月中に手続きをしてください。(予約の
うえお越しください。)ただし、更新手続きの際に変更を行う場合は別途の手続きは必要ありません。

【持ち物】

受給者証・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの・申請者の本人確認書類

代理人による申請の場合は、委任状(※)と代理人の本人確認ができるもの。

※様式に指定はありません。ホームページ内の通所支援に係る様式に委任状の見本を掲載
しています。

よくあるご質問

■ 利用できる事業所は箕面市内のみですか？

全国の事業所をご利用いただけます。

■ 引っ越す際の手続きは必要ですか？

● 箕面市内での引っ越し

受給者証の記載内容の変更が必要ですので、子どもすこやか室児童発達支援センターまでお越しください。(要予約)

【持ち物】

受給者証・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの・申請者の本人確認書類

● 箕面市から他市町村への引っ越し

受給者証の返却のみで構いません。

また、引っ越し先では箕面市の受給者証でサービスを利用することはできません。手続きについては引っ越し先の市町村担当窓口にお問い合わせ願います。

■ 手続きの度に受給者証を事業所に見せる必要はありますか？

記載内容の変更があればご利用の事業所へご提示願います。

■ 放課後等デイサービスを利用する際に必要な診断書・意見書はどこで発行してもらえますか？ また様式の指定はありますか？

発行はかかりつけの医療機関にご相談ください。様式に指定はありませんが箕面市の書式をお渡しすることもできますので、子どもすこやか室児童発達支援センターまでお問い合わせください。

診断書・意見書には療育が必要な旨の記載が必要です。

■ 事業所はどのように探せばいいですか？

箕面市 HP にて市内事業所一覧を記載しておりますので活用してください。また窓口にお越しいただければ、パンフレットをお渡しできる事業所もございますので、一度お問合せください。

申請場所

箕面市教育委員会事務局
子ども未来創造局 子どもすこやか室
児童発達支援センター

住 所:〒562-0036
大阪府箕面市船場西3丁目8番22号
箕面市役所第二別館 1階
電話番号:072-727-9520
F A X:072-737-4559

案内図



<交通機関>

北大阪急行線 「箕面船場阪大前駅」から西へ徒歩 8 分

オレンジゆずるバス<赤ルート> 「船場西二丁目」から南へ徒歩 4 分

<青・黄・緑ルート> 「新船場北橋」から南西へ徒歩 10 分

阪急バス 「豊島高校前」から東へ徒歩 5 分

「新船場南橋」から西へ徒歩 5 分

※駐車場もございますが、台数に限りがあります。